

## 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当随意契約の令和7年度分契約締結状況について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当随意契約について、京田辺市契約規則第35条第2項第2号の規定により令和7年度分契約締結状況を次のとおり公表します。

No.	件名	契約締結日	契約の相手方	契約の相手とした理由	所管課
1	消防本部庁舎 清掃業務委託	令和7年4月1日	公益社団法人 京田辺市シルバー 人材センター	左記団体は、本市において高齢者等の雇用の安定に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。	消防総務課
2	消防署 北部分署庁舎 清掃業務委託	令和7年4月1日	公益社団法人 京田辺市シルバー 人材センター	左記団体は、本市において高齢者等の雇用の安定に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。	消防総務課